

ノロウイルス自主検査海域変更のお知らせ

平成 30 年 9 月 21 日

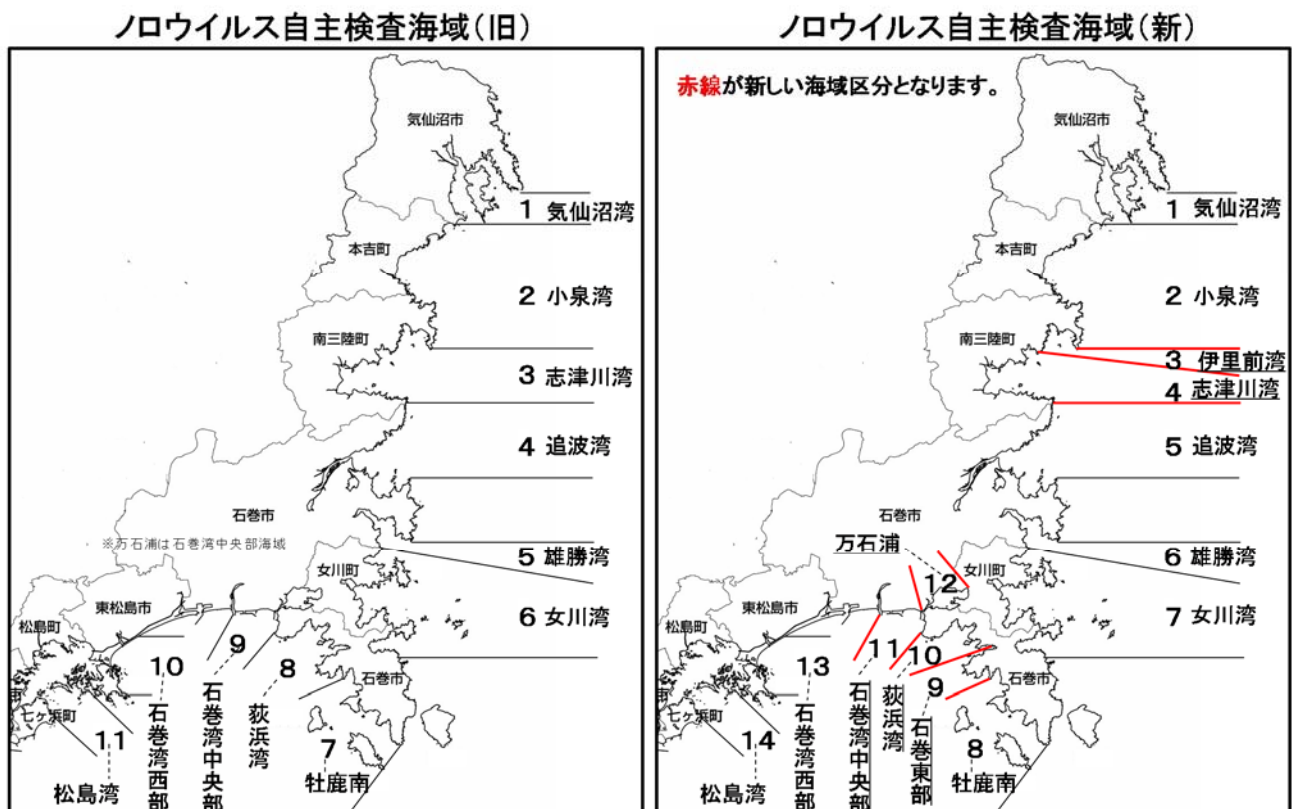
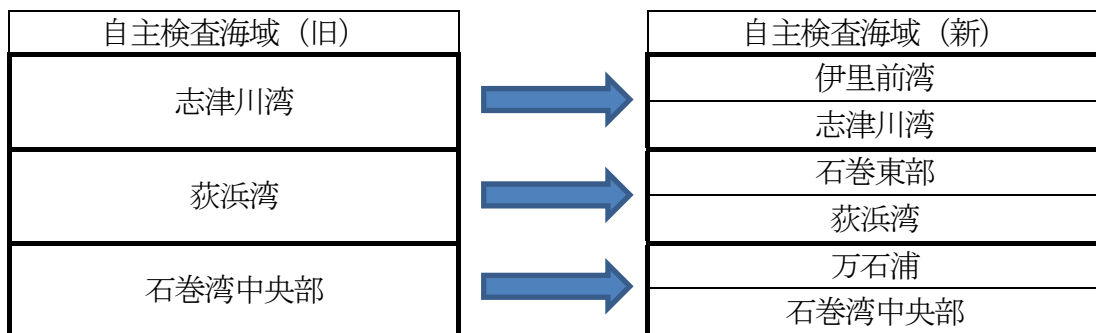
宮城県漁業協同組合

★平成 29 年度漁期から、検査体制を強化するため、当漁協が実施するノロウイルスの自主検査海域を 11 海域から 14 海域に細分化しました。

また、平成 29 年度については、伊里前湾と石巻東部を暫定的な海域としておりましたが、平成 30 年度から正式な自主検査海域区分といたします。

〈自主検査海域の変更点〉

志津川湾を、伊里前湾と志津川湾に、荻浜湾を荻浜湾と石巻東部に、石巻湾中央部を万石浦と石巻湾中央部にそれぞれ細分化し、検査体制を強化します。



〈注意点〉

- 「ノロウイルスの自主検査海域」は14海域に細分化されますが、生食用かき商品に表示する「生食用かきの採取水域区分（小分類）」は従来の11水域のまま変更ありません。すなわち、新たに区分された伊里前湾、石巻東部、万石浦の自主検査海域で生産された生食用かき商品に表示される採取水域の名称については、これまでどおり「志津川湾又は宮城県海域3」、「荻浜湾又は宮城県海域8」、「石巻湾中央部又は宮城県海域9」の表示となります。
- 伊里前湾と石巻東部については、平成29年度は暫定的な海域となります。平成29年度漁期終了後に海域区分について再度県と協議いたします。

生食用かきの採取水域区分（小分類）

